

長門市しごとセンター・シェアオフィス入居者募集要項

長門市しごとセンターは、市内における「ひと」と「しごと」の情報を一元的に集約、発信するハブ機能を構築し、多様な方々が「出会い」、市内産業の魅力の発信や、人財の育成「学び」を行い、互いのアイデアやプランを交し合う「交流」をすることで、新たな価値を創造する施設として、2018年10月にオープンしました。

■開設の目的

長門市において、本格的なビジネス展開を考えている創業者や、店舗を必要としない業務やサテライトオフィスを新たに設置予定の方等を対象に、長門市内で事業を継続・発展させるため、オフィススペースの貸出や公的支援機関等との協働による総合的な支援等を行うことを目的として開設しています。

■所在地

〒759-4106 山口県長門市仙崎 312 番地 1

■募集物件数 6 室

■シェアオフィス概要

- (大) 6.31 m²/3 室、(小) 3.73 m²/3 室 ※別紙図面参照
- 半個室 (フロア全体をカードキーによる自動施錠で管理)
- 設置物 デスク、椅子、キャビネット、セキュリティーボックス、個人用ロッカー、郵便受け、電話回線 ほか
- 内覧をご希望の方は、事前に産業戦略課 (0837-23-1136) までご予約ください。

■施設内付帯設備

- 全館Wi-Fi環境整備
- 壁面ホワイトボードの共用打合せスペース
- 入居者共用会議室
- 共用複合機 (実費負担)
- 共用シュレッダー
- 駐車場

■入居料金

- (大) 33,000 円/月、(小) 30,000 円/月 (光熱水費を含みます。)
- 退去時の原状回復に係る経費は各自負担

■入居期間 1 回の承認につき 3 年を超えない範囲

- 初回入居時から 3 ヶ月間は、入居料金を減免いたします。
- 途中解約 (月末退去) は、1 か月前までに解約の申入れを行うこと。
- 退去時は、原状回復すること。

■応募資格

- 本施設設置の目的を理解し、成長意欲の高い方

■利用条件

1. 事務所として利用すること
2. 個人または法人にかかる市税等を滞納していないこと

3. 火器の使用は禁止（禁煙）
4. 他の入居者、近隣住民に、迷惑を及ぼさないこと
5. 長門市しごとセンター条例施行規則を遵守すること

※上記利用条件に違反する場合は、何らの催告を要せず、直ちに契約を解除します。

■必要書類（下記の書類で該当するもの）

○創業後の方

▷個人

1. 長門市しごとセンター使用許可申請書（様式第1号）
2. 活動計画書（様式任意）
3. 収支見込書（様式任意）
4. 市町村税の納税証明書
5. 履歴書
6. 住民票の写し（本人のみ。本籍の記載、世帯主との続柄の記載が必要）
7. 直近の所得税の確定申告書の控え（写し）
8. その他市長が必要と認める書類

▷法人

1. 長門市しごとセンター使用許可申請書（様式第1号）
2. 活動計画書（様式任意）
3. 収支見込書（様式任意）
4. 市町村税の納税証明書
5. 定款
6. 登記事項証明書
7. 直近の貸借対照表及び損益計算書等決算関係書類
8. その他市長が必要と認める書類

■応募方法

長門市所定様式に上記必要書類を添えて、長門市産業戦略課又は長門市しごとセンターへ郵送または持参により応募ください。

※申請に係る必要書類は長門市ホームページからダウンロード可。

※応募書類の返却は行いませんのでご了承ください。

■選考方法

応募書類により、書類選考を行い、入居者を決定し、書面で通知します。

なお、審査の内容に関するお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。

■応募先

〒759-4192 山口県長門市東深川 1339 番地 2
長門市経済観光部産業戦略課商工物産振興班内
長門市しごとセンター・シェアオフィス入居募集係あて
電話 0837-23-1136

別紙

